

兵庫県公報

平成25年2月26日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 内水面における共同漁業の免許の内容となるべき事項等（水産課）	1
○ 内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項等（同）	10

告 示

兵庫県告示第286号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における共同漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成25年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公示番号及び免許の内容となるべき事項等

公示番号	免許の内容となるべき事項				関係地区									
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁場の区域	制限又は条件	市	郡	区	町	字			
内共第1号	第5種共同漁業	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	川辺郡猪名川町、川西市、伊丹市、尼崎市及び大阪府池田市	次の1から9までの区域 A及びBを結んだ線からC及びDを結んだ線までの猪名川本流及び瀬川の区域。ただし、E及びFを結んだ線から下流の猪名川本流区域を除く。	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	猪	名	川			
		あまご漁業	3月1日から9月30日まで	川辺郡猪名川町及び大阪府池田市	1 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川		
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで	川辺郡猪名川町及び大阪府池田市	2 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川		
		こい漁業	同上	川辺郡猪名川町及び大阪府池田市	3 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川		
		ふな漁業	同上	川辺郡猪名川町及び大阪府池田市	4 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川		
		おいかわ漁業	同上	川辺郡猪名川町及び大阪府池田市	5 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川		
		うなぎ漁業	同上	川辺郡猪名川町及び大阪府池田市	6 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川		
		わかさぎ漁業	同上	川辺郡猪名川町及び大阪府池田市	7 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川		
		もくずがに漁業	同上	川辺郡猪名川町及び大阪府池田市	8 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川		
		すっぽん漁業	同上	川辺郡猪名川町及び大阪府池田市	9 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川		
						10 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川	
						11 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川	
						12 猪名川本流の区域	にじます漁業は漁場区域の点G及びびアを結んだ線から上流の区域とする。	川	川	伊	丹	尼	川	

内共第6号	第5種共同漁業	あゆ漁業	5月26日から 12月31日まで	姫路市地先(夢前川本支流及びび菅生ダムにより拡張された水面)	イ Bから229度の線と対岸との交点(市川右岸) 次の点A及びBを結んだ線から上流の夢前川本支流の区域と菅生ダムにより拡張された水面の区域 A 姫路市西日本旅客鉄道姫新線新橋左岸下流基柱 B 姫路市西日本旅客鉄道姫新線鉄橋右岸下流基柱	2 生野ダムによる貯水池の維持管理のたために行う行為及び当該貯水池における公共事業の実施については、正当な事由がなければこれを拒んではならない。	市	姫路	町野野寺立西田寺角越野出 前手手 法 夢下上田御御町実六打毛刀	区 区
内共第7号	第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご漁業 いわな漁業 にじまず漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 よしのぼり漁業 もくずがに漁業 ぬまえび漁業	5月26日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 同 上 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	姫路市、たつの市、揖保郡及びび保栗市地先(揖保川本支流及びび引原ダム並びに安富ダムにより拡張された水面)	次の点A及びB並びにC及びD及びEを結んだ線から上流の揖保川本支流の区域と引原ダム及びび安富ダムにより拡張された水面の区域 A 姫路市網干区余子浜字堀川12番地(揖保川本流と網干川との分岐点左岸標柱) B たつの市御津町中川橋右岸下流基柱 C 姫路市網干区中川橋左岸下流基柱 D たつの市御津町元川橋右岸下流基柱 E たつの市御津町元川橋左岸下流基柱 ア Aから257度の線と対岸との交点(揖保川本流右岸)	引原ダム及びび安富ダムによる貯水池の維持管理のたために行う行為及び当該貯水池における公共事業の実施については、正当な事由がなければこれを拒んではならない。	市	姫路 たつの市郡 揖保市(千種町並びに山崎町土方、塩山及び葛根を除く。)	網余	区 区

内共第8号	第5種共同漁業	すじえび漁業	同 上	赤穂市、相生市、赤穂郡、佐用郡、宍粟市及びたつの市(千種川本支流及び安室ダムにより拡張された水面)	次の点A及びBを結んだ線から上流の千種川本支流の区域と安室ダム及び長谷ダムにより拡張された水面の区域の位置 A 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱 B 赤穂市加里屋新赤穂大橋左岸下流基柱	安室ダム及び長谷ダムによる貯水池の維持管理のために行う行為及び当該貯水池における公共事業の実施については、正当な事由がなければこれを拒んではならない。	赤穂市 相生市 赤穂郡 宍粟市	千種町 山崎町 土佐山崎町 塩山山崎町 葛根山崎町 大葛根山崎町 上筋原新宮町 下筋原新宮町 角亀新宮町 二柏野	町 島 町	
		てながえび漁業	同 上							
		すっぽん漁業	同 上							
内共第9号	第5種共同漁業	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	丹波市地先(竹田川本支流及び大杉ダムにより拡張された水面)	次の点A及びBを結んだ線から上流の竹田川本支流の区域と大杉ダムにより拡張された水面の区域。ただし、C及びDから上流の区域を除く。 A 兵庫県と京都府の境界線と竹田川右岸との交点 B 兵庫県と京都府の境界線と竹田川左岸との交点 C 春日町三宝ダム軸から下流100mの点(右岸) D 春日町三宝ダム軸から下流100mの点(左岸)	—	丹波市	市 春	市 春	
		こい漁業	1月1日から12月31日まで							
		ふな漁業	同 上							
内共第10号	第5種共同漁業	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	豊岡市、養父市及び朝来市地先(円山川本支流)	次の点A及びBを結んだ線から上流の円山川本支流の区域と楽々浦入江、赤石入江及び豊岡市廃川の区域。ただし、C及びDを結んだ線から上流E及びFを結んだ線までの区域を除く。 A 豊岡市気比、港大橋右岸下流基柱 B 豊岡市小島、港大橋左岸下流基柱 C 朝来市多々良木字和谷1201番地に設置した標柱(多々良木川右岸) D 朝来市多々良木字小倉736番地に設置した標柱(多々良木川左岸)	—	豊岡市(竹野町を除く。) 養父市 朝来市	市 野 父 来 市 市 市		
		やまめ漁業	3月1日から9月30日まで							
		さくらます漁業	同 上							
		あまご漁業	同 上							
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで							
		こい漁業	同 上							
		ふな漁業	同 上							

内共第11号	第5種共同漁業	おいかわ漁業	同上	豊岡市地先（竹野川本支流）	E 朝来市多々良木字灰原157番地の11に設置した標柱 (多々良木川右岸) F 朝来市多々良木字灰原1139番地の58に設置した標柱 (多々良木川左岸)	-	豊岡市	竹野町	
		うぐい漁業	同上						
		うなぎ漁業	同上						
		ぼら漁業	同上						
		まはげ漁業	同上						
		もくずがに漁業	同上						
		てながえび漁業	同上						
		ぬまえび漁業	同上						
		ひがい漁業	同上						
		あゆ漁業	5月26日から12月31日まで						
		やまめ漁業	3月1日から9月30日まで						
		あまご漁業	同上						
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで						
		ふな漁業	同上						
おいかわ漁業	同上								
うぐい漁業	同上								
うなぎ漁業	同上								
もくずがに漁業	同上								
内共第12号	第5種共同漁業	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	美方郡香美町地先（矢田川本支流の区域及び入江ダムにより拡張された水面）	次の点A及びBを結んだ線から上流の矢田川本支流の区域と 入江ダムにより拡張された水面の区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区七日市矢田橋右岸下流基柱 B 美方郡香美町香住区矢田矢田橋左岸下流基柱	-	美方郡	香美町	
		やまめ漁業	3月1日から9月30日まで						
		さくらます漁業	同上						
		いわな漁業	同上						
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで						
		こい漁業	同上						
		ふな漁業	同上						
		うなぎ漁業	同上						
		もくずがに漁業	同上						

内 共 第 13 号	第 5 種 共 同 漁 業	あゆ漁業 やまめ漁業 さくらます漁業 いわな漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	5月26日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 同 上 同 上 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	美 方 郡 新 温 泉 町 地 先 (岸 田 川 本 支 流)	次の点A及びアを結んだ線から上流の岸田川本支流の区域 点の位置 A 美 方 郡 新 温 泉 町 浜 坂 岸 田 川 右 岸 堤 防 北 端 (岸 田 川 右 岸) ア A から235度40分の線と対岸との交点	—	美 方 郡 新 温 泉 町	豊 岡 市 (竹 野 町 、 日 高 町 、 出 石 町 、 但 真 町 及 び 旧 港 村 を 除 く 。)	高 砂 市	高 砂 町	区 区 区 町	
内 共 第 14 号	第 1 種 共 同 漁 業	はまぐり漁業 しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで 同 上	豊 岡 市 地 先 (円 山 川 本 流)	次の点A及びBを結んだ線から上流のC及びDを結んだ線までの円山川本流の区域 点の位置 A 豊 岡 市 気 比 、 港 大 橋 右 岸 下 流 基 柱 B 豊 岡 市 小 島 、 港 大 橋 左 岸 下 流 基 柱 C 豊 岡 市 今 森 、 円 山 大 橋 右 岸 下 流 基 柱 D 豊 岡 市 九 日 市 、 円 山 大 橋 左 岸 下 流 基 柱							
内 共 第 15 号	第 1 種 共 同 漁 業	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	高 砂 市 地 先 (加 古 川 本 流)	次の点A及びアを結んだ線から上流B及びCを結んだ線までの加古川本流の区域 点の位置 A 高 砂 市 高 砂 町 向 島 公 園 東 護 岸 南 角 の 防 波 堤 基 部 B 加 古 川 市 山 陽 電 気 鉄 道 鉄 橋 左 岸 下 流 基 柱 C 高 砂 市 山 陽 電 気 鉄 道 鉄 橋 右 岸 下 流 基 柱 ア A から84度の線と対岸との交点 (加 古 川 左 岸)							
内 共 第 16 号	第 1 種 共 同 漁 業	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫 路 市 及 び た づ 川 支 流 中 川 及 び 元 川)	次の点A及びB並びにC及びDを結んだ線から上流のE及びFを結んだ線までの揖保川支流中川及び元川の区域 点の位置 A た づ の 市 御 津 町 中 川 橋 右 岸 下 流 基 柱 B 姫 路 市 網 干 区 中 川 橋 左 岸 下 流 基 柱 C た づ の 市 御 津 町 元 川 橋 右 岸 下 流 基 柱 D た づ の 市 御 津 町 元 川 橋 左 岸 下 流 基 柱 E た づ の 市 御 津 町 中 島 横 堰 左 岸 F た づ の 市 御 津 町 中 島 横 堰 右 岸							

<p>内 共 第 17 号</p>	<p>第 1 種 共 同 漁 業</p>	<p>し じ み 漁 業</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>	<p>赤穂市地先（千種川本流）</p>	<p>次の点A及びBを結んだ線から上流のC及びDを結んだ線までの千種川本流の区域 点の位置 A 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱 B 赤穂市加里屋新赤穂大橋左岸下流基柱 C 赤穂市砂子潮止井堰右岸 D 赤穂市南野中潮止井堰左岸</p>	<p>増殖に努めなければならない。</p>	<p>赤 穂 市</p>	
<p>2</p>	<p>免許の申請期間</p>	<p>平成25年2月26日から同年5月31日まで</p>						
<p>3</p>	<p>免許の予定期日</p>	<p>平成25年9月1日</p>						
<p>4</p>	<p>漁業権の存続期間</p>	<p>平成25年9月1日から平成35年8月31日まで</p>						

兵庫県告示第287号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成25年2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 公示番号及び免許の内容となるべき事項等
 方位は真方位、座標は世界測地系を示す

公示番号	免許の内容となるべき事項						地元地区				
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁場の区域	制限又は条件	市	郡	区	町	字
内区第1号	第2種区画漁業	もろこ漁業	1月1日から 12月31日まで	加西市網引町字 興ノ田1855番	古池の全部	-	加西	市			
内区第2号	第2種区画漁業	もろこ漁業	1月1日から 12月31日まで	加西市網引町字 仁王峠1803番	新池の全部	-	加西	市			
内区第3号	第2種区画漁業	こい、ふな漁業	1月1日から 12月31日まで	篠山市火打岩字 鏝市谷78番ほか 23筆	鏝市ダム貯水池の全区域	-	篠山	市			
内区第4号	第2種区画漁業	ふな、わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	篠山市小坂字居 住ノ坪459番2 ほか3筆	佐仲ダム貯水池の全区域	-	篠山	市			
内区第5号	第2種区画漁業	ふな漁業	1月1日から 12月31日まで	三田市福島字切 池796番地	福島大池の全部	-	三田	市			

- 2 免許の申請期間 平成25年2月26日から同年5月31日まで
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで